

那覇電協組合員向け

働き方改革関連法に関する

勤務間インターバル制度セミナー

「勤務間インターバル制度」とは、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保する仕組みです。

働き方改革関連法において、労働時間等設定改善法（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法）が改正され、勤務間インターバル制度を導入することが事業主の努力義務となりました。
（施行日：平成31年4月1日）

定着率向上にも繋がるこの制度！労働者の健康確保とワーク・ライフ・バランスについて学んでみませんか？

1. 「勤務間インターバル制度 制度概要と活用事例」

- ・勤務間インターバル制度とは何か
- ・法的背景（国が推進する理由）と制度の意義
- ・睡眠時間との関連性、海外との比較
- ・中小企業における導入事例まとめ
- ・制度の仕組み、導入方法

2. 「働き方改革にむけた制度導入」で活用できる助成金について

- ・働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）の解説
- ・助成金の対象となる取り組み、受給要件、申請の流れ

日 時 令和7年12月15日（月） 16:00～17:30

開催方法 Zoomウェビナー

※インターネット環境がない方は那覇電協会議室にて参加可能です。
電子黒板(MAXHUB)を活用したオンライン視聴となります。

講 師 佐藤 正樹 氏（まさき社労士事務所）

受講料 無料 **【申込締切日】令和7年12月11日（木）まで**

※下記項目をご記入の上、FAXまたはメール、Googleフォームにてお申し込み下さい。

Zoom参加 那覇電協会議室での参加 ※参加方法にシ点を付けて下さい。

組合番号	
会社名	
電話番号	
参加者名	
Email	

〈主催・お申込先〉

那覇電気工事業協同組合

TEL：098-853-3153

FAX：098-833-3391

Email：nahaden@nahadenkyo.com

Googleフォーム

